

令和 8 年度東備西播定住自立圏婚活イベント業務委託に係る公募 型プロポーザル実施要領

この実施要領は、赤穂市、備前市及び上郡町の 2 市 1 町で形成する東備西播定住自立圏形成推進協議会が実施する「令和 8 年度定住自立圏婚活事業（以下、「本事業」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務委託名

令和 8 年度東備西播定住自立圏婚活イベント業務委託

(2) 目的

定住自立圏構想に取り組む赤穂市、備前市及び上郡町が連携し、人口減少や少子化の一因となっている未婚化や晩婚化解消を図るため、婚活イベントを開催し、積極的に出会いの機会を創出することにより、未婚化や晩婚化に歯止めをかける。

(3) 業務内容(契約限度額及び規定の範囲内で自由に企画できるものとする。)

- ①婚活イベント（1 回）の企画立案及び実施運営
- ②参加者募集業務及び問い合わせ対応等の事務
- ③満足度調査及び後追い調査等の実施

※令和 8 年度東備西播定住自立圏婚活イベント業務委託仕様書（以下、「委託仕様書」という。）を参照

(4) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(5) 委託価格の上限

297,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施形式

公募型プロポーザル形式

3 本事業に係る問い合わせ・書類の提出先（以下、「事務局」という。）

上郡町地域振興課 定住交流係

所在地：〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

電話番号：0791-52-1162（直通） F A X：0791-52-3293

メールアドレス：chiiki@town.kamigori.lg.jp

4 参加資格

本事業に係る公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- ①委託仕様書に基づく本事業を円滑に遂行するために必要なノウハウ及び経営基盤を有していること。
- ②本事業と同様の業務委託を地方公共団体から受注した実績あること。
- ③実施運営にあたり、業務期間中に実施方針や運営内容について事務局と十分な協議ができること。
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑥上郡町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 15 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者でないこと。
- ⑦公募開始日から委託契約締結の日までの期間に、上郡町指名停止基準に基づく競争入札参加停止期間が含まれていないこと。また、赤穂市及び備前市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑧公租公課を滞納していないこと。

5 実施スケジュール

内 容	期 間
公募開始	令和 8 年 8 月 26 日（水）
質問書の提出締切	令和 8 年 9 月 4 日（金）正午 0 時
参加申込書・企画提案書等の締切	令和 8 年 9 月 24 日（木）正午 0 時
書面審査の実施	令和 8 年 9 月 29 日（火）
審査結果通知及び契約締結	令和 8 年 10 月 1 日（木）頃

6 質問の受付・回答

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 26 日（水）～令和 8 年 9 月 4 日（金） 正午 0 時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第 5 号）に質問事項を記載の上、事務局まで持参又はメール、FAX で提出すること。

持参以外の方法で質問書を提出した者は、電話で収受確認を必ず行うこと。電話のみでの相談は受け付けない。

なお、質問書には、事務局からの回答を受ける担当者の連絡先（社名、部署、担当者氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等）を記載すること。

(3) 提出先

上記 3 のとおり

(4) 回答方法

上郡町ホームページにて公表

7 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び委託仕様書、他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

- ①参加申込書（様式第 1 号）
- ②類似業務実績等報告書（様式第 2 号）
- ③上郡町暴力団排除条例に係る誓約書（様式第 3 号）
- ④企画提案書（任意様式）
- ⑤業務実施体制調書（様式第 4 号）
- ⑥業務工程表（任意様式）
- ⑦見積書及び積算内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 24 日（木） 正午 0 時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送の方法によること。

郵送による提出の場合は、書留等の配達完了確認ができる方法によること。

なお、期限を過ぎて到着・持参したものについては、受付しない。

(4) 提出先

上記 3 のとおり

8 審査基準及び配点

別紙「審査基準」のとおり

9 審査方法

(1) 審査方法

本プロポーザルは、提案者より提出のあった企画提案書等の書面により審査を行うこととし、プレゼンテーション等の対面による審査は行わない。

本プロポーザルの審査方法は、提出された書類をもとに、赤穂市、備前市及び上郡町の担当課長及び担当課職員により上記 8 に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 提案書等に関する質疑・回答

書面審査の参考資料とするため、審査前に提案書等に関する質疑・回答をメールで実施する場合がある。

各選考委員等の質疑については、事務局がとりまとめて通知する。

設定された回答期限（通知から 2 日後）までに、事務局が指定するメールアドレスへ回答を提出すること。

10 審査結果

審査結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

なお、審査結果等についての質問や異議申し立ては、一切受け付けない。

(1) 通知方法

審査の結果は、メールにより通知する。

(2) 通知時期

令和 8 年 10 月 1 日（木）予定

11 契約

最優秀提案者と協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。

なお、協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議を行うものとする。

12 提出書類の取り扱い

提出されたすべての書類は、返却しない。

企画提案書等の提出期限を経過した後は、記載された内容の追加及び修正、削除を認めない。

審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

企画提案書の提出は、1社につき1案とする。

13 その他留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①参加資格要件を満たしていない場合

②提出書類に虚偽があった場合

③委託価格の上限を超えた見積の場合

④会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合

⑤審査の公平さに影響を与える行為があった場合

⑥前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、当定住自立圏協議会において失格であると認められた場合